

（仮称）大牟田市地域支え合いセンターの設置について

設置目的

生活支援相談員による被災者の見守り・巡回訪問などを通じて支援ニーズの把握・掘り起しを行い、個別の状態・支援ニーズに応じて各種支援機関や専門職等と連携し、被災者の生活再建を総合的に支援する。

活動指針

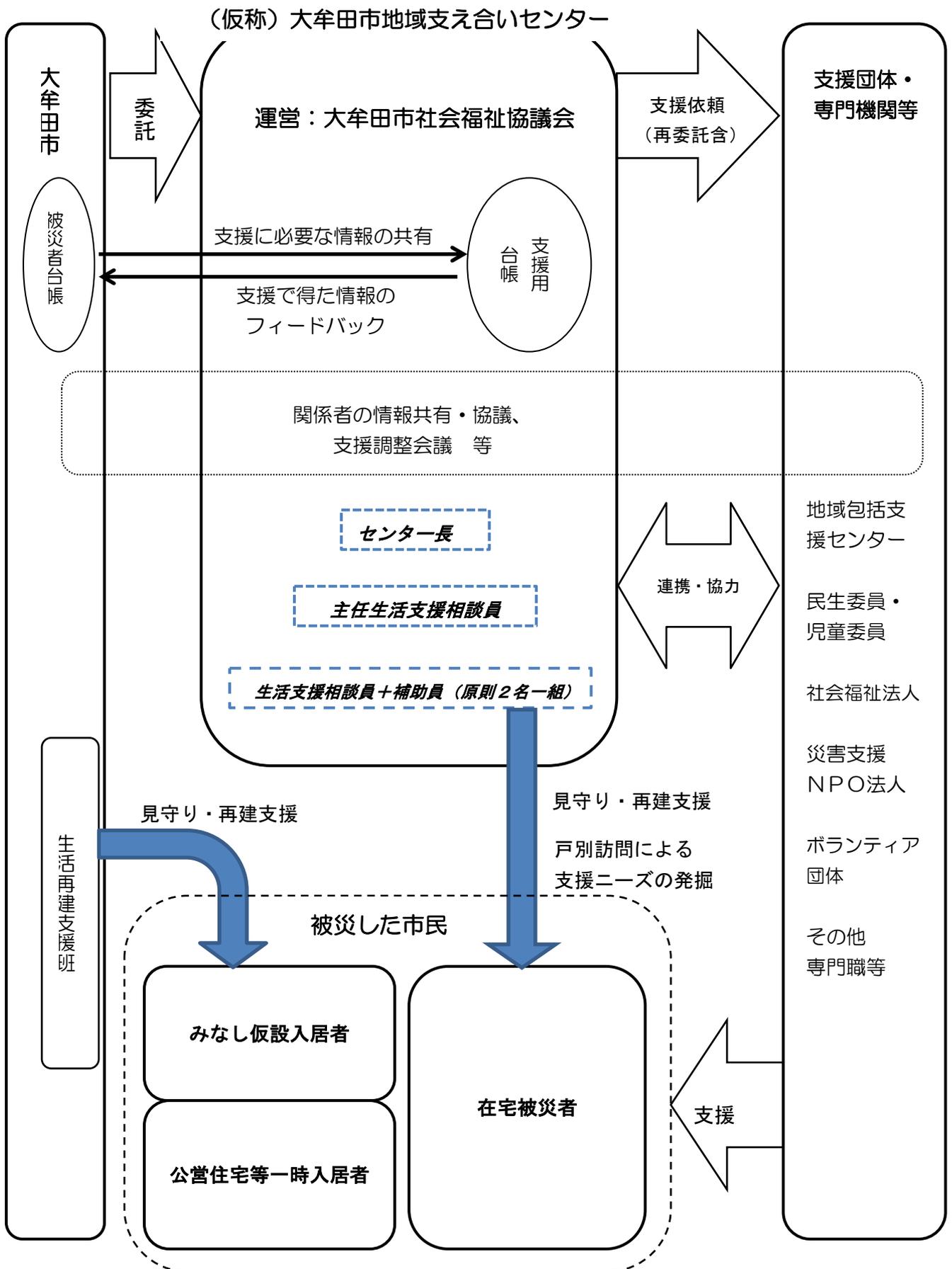
- 戸別訪問などにより状況を把握し、埋もれているニーズを見逃さない。
- 相談支援を通じて関係性を構築し、被災者の不安な心に寄り添う。
- 被災者が生活を再建し通常の暮らしに復帰するまで伴走し、一人にさせない。
- 被災者が見通しを得られるよう、再建までの道のりを共に考える。

【具体的な活動（状況の変化に応じて適宜変更）】

- ① 市内全域の在宅被災世帯（※）を戸別訪問（アウトリーチ）し、家屋・世帯員の状況等を把握する（り災証明申請状況等含む）。
- ② 自力等により生活再建が出来るのか、継続的な支援が必要かを確認する。
- ③ 継続的な支援が必要な世帯についてどのような支援が必要なのか、市や支援団体とのカンファレンス等により役割分担し、解決に向けて伴走する。
- ④ 被災世帯が通常の生活を取り戻していかれるのに合わせ、通常の福祉施策等による支援に移行する。
- ⑤ 全ての支援世帯が生活を再建し通常の暮らしに復帰することを目標とする。

※被災世帯は、現在のり災証明書発行約2,500世帯を勘案し、約3,000世帯程度を想定

【活動イメージ】



【センターの概要（案）】

設置主体 : 大牟田市

運営形態 : 業務委託（大牟田市社会福祉協議会）

センターの体制 : 以下の通り

センター長	1名
主任生活支援相談員	2名
生活支援相談員	5名（必要に応じ、順次増員）
補助員	5名（ ” ” ）
事務員	2名

設置場所 : 大牟田市総合福祉センター（瓦町9-3）

予算額 : 現在精査中（令和2年12月補正を予定）

財源 : 厚生労働省 被災者見守り・相談支援事業補助金（10/10）

設置予定日 : 10月末を目標に体制が整い次第設置

設置期間 : 被災者の再建支援終了まで（被災後2年を目途）